

「労働災害防止の標語募集」実施要領

1. 主催者

福島県喜多方建設事務所管内建設工事安全推進協議会（以下、「協議会」と言う）

2. 目的

福島県喜多方建設事務所管内において、労働災害防止意識の高揚、普及及び定着を図るために、協議会の会員企業及び工事発注機関で働く全ての方々から「労働災害防止の標語」を募集し、優秀作品を表彰する。

3. 時期

毎年度1回、標語の募集・選考・表彰を行う。

4. 募集方法

協議会を構成する会員企業及び工事発注機関で働く全ての方々から、標語を募集するものとし、1人3首まで応募できるものとする。

なお、応募作品は、会津（喜多方建設事務所管内）の地域特性を活かした又は感じられるものとし、オリジナルで未発表作品に限ります。

5. 選考方法

（1）応募総数が50首を超えた場合は第1次選考を行い、20首を選考する。

ただし、50首未満であった場合は、第1次選考を経ず最終選考を行う。

（2）第1次選考における選考委員は、協議会幹事長、副幹事、幹事により行う。

（3）最終選考における選考委員は、協議会の会長、副会長、幹事長、副幹事、幹事とする。

（4）第1次及び最終選考は各委員2首選定し、選考委員の協議により決定する。

（5）なお、同一応募者が複数選定された場合は、上位のみ選定する。

6. 表彰

最終選考で選ばれた優秀作品5首程度（最優秀賞1首、優秀賞1首、特別賞3首）は、協議会会長より表彰を行う。

7. 啓発

最優秀作品は、次年度の喜多方建設事務所の「建設工事安全対策重点計画書」のスローガンに用いるとともに、協議会及び各工事現場の安全啓発活動に広く活用することに伴い、労働災害のない安全で快適な職場環境づくりを図る。

8. その他

募集・表彰に関する事務は協議会の事務局で行う。

また、応募作品は返却しないものとし、応募作品は未発表のものに限る。

令和2年9月24日 策定

令和3年9月 8日 改定

令和5年9月25日 改定